

令和6年度函館市介護保険施設等指導方針

1 基本方針

令和6年度の介護保険施設等指導監査は、函館市介護保険サービス事業者等指導要綱、函館市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者指導要綱および函館市有料老人ホーム設置運営指導要綱（以下「要綱」という。）によるもののほか、本方針に定める重点指導項目に基づき指導を行う。

2 重点指導項目

(1) 集団指導

ア 基本事項

- ・サービスの提供に係る法令等の内容について周知し、法令遵守の徹底を図る。
- ・過去の指導事例等について説明し、事業運営の適正化を図る。

イ 事故の防止および報告内容について

- ・誤薬事故を中心に、引き続き各種事故の発生傾向と、その防止対策について、過去の事例を参考に指導を行う。

ウ 高齢者虐待の防止および身体拘束の禁止

- ・高齢者虐待の防止や身体拘束禁止の制度について周知するとともに、虐待発生の背景・要因を説明し、虐待の未然防止への理解の促進を図る。

エ 職員の労働条件の確保・改善

- ・事業者の労働法規の遵守、職員の労働条件も確保・改善の重要性を周知し、その適正化を図る。

(2) 実地指導

確認事項は、原則として、「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和4年3月31日付け老発0331第7号厚生労働省老健局長通知の別添1）に定める「確認項目及び確認文書」に基づいて実施する。

ア 人員に関する基準および勤務体制の確保

- ・事業所に配置されている従業者が、条例・規則・要綱で定められる基準数を満たしているか確認し、その適正化を図る（従業者の勤務状況を示す書類が整備されているか。兼務している場合は、それぞれの業務に従事した時間が明確になっているか）。
- ・有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅を含む。）については、実地検査と並行して、そこに併設等をしている介護保険サービス事業所との職員の兼務状況を重点的に確認する。

イ 介護報酬の算定および取扱い

- ・基本報酬および各種加算の算定について、関係法令等の内容を周知徹底するとともに、各種加算、減算における算定要件に基づいて、運営および請求が適切に行われているか確認し、その適正化を図る。
- ・介護職員（特定）処遇改善加算の算定要件である賃金の改善など、従業者の処遇向上に係る取組を行っているか確認し、その適正化を図る。

ウ 非常災害対策

- ・消防法等の法令等の遵守および火災・自然災害（地震および地域特性を考慮した風水害・土砂災害・津波災害等を含む。）への対応について、具体的計画の策定状況および避難訓練等の実施の有無や地域との連携状況などについて確認し、対策の強化と適正化を図る。

エ サービス内容、手続の説明および同意の確保

- ・居宅サービスについて、個別サービス計画は利用者の状況および希望を踏まえた具体的なサービス内容等を記載したものとなっているか、ケアプランの内容に沿ったものになっているか、また、計画内容については、利用者またはその家族に対して説明し利用者の同意を得ているか確認し、その適正化を図る。
- ・施設サービスについて、施設サービス計画の原案の内容を入所者またはその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ているか確認し、その適正化を図る。

オ 令和3年度介護報酬改定に係る令和5年度末で経過措置期間を終了した改定事項の取組状況

- ・令和6年度から義務化となった「感染症の予防およびまん延の防止のための措置の実施」、「業務継続計画の策定」および「虐待の防止に関する措置の実施」について、委員会の設置、指針や計画の策定、研修や訓練（シミュレーション）の定期的な実施、担当者の配置などの取組の実施状況を確認し、その適正化を図る。